

Office News

February, 2021

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

外国人労働者数過去最高も増加率は大幅に低下

令和3年1月29日に厚生労働省から、「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）が公表されました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものです。

この届出状況のまとめは、令和2年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

ポイントは、次のとおりです。

- 外国人労働者数は1,724,328人で、前年比65,524人（4.0%）増加し、平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新したが、増加率は前年13.6%から9.6ポイントの大幅な減少。
- 外国人労働者を雇用する事業所数267,243か所で、前年比24,635か所（10.2%）増加し、平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新したが、増加率は前年12.1%から1.9ポイントの減少。

外国人労働者数は約172万人で過去最高を更新するも、増加率は大幅に低下したということです。

新型コロナウイルスの感染拡大による宿泊・飲食サービス業での減少の影響が大きかったようです。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
今年の4月から入社する新入社員に対して、入社前研修を現在行っております。

先日、内定者のAさんが弊社の飲食店における実地研修中に、手首に熱湯がかかり、やけどを負ってしまいました。この場合、労災保険の適用を受けることになるのでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
まずは、労災保険が適用される労働者について整理してみます。

労災保険上の労働者は労働基準法上の労働者と同じ範囲で考えてよいとされています。労働基準法上の労働者は、業務遂行上の指揮監督関係があるか、時間的・場所的な拘束があるか、会社への専属性の程度などを基準として判断されます。一方で、大工や証券会社の外務員は、場所的・時間的拘束が弱く、会社への専属性が弱いなどの理由で労働者には当たらない、とした判例もあります。

今回は、現場研修中の事故ということで、研修中の内定者Aさんと御社との間には、労働基準法上の労働契約関係があったと考えられます。したがって、労災保険の適用があると考えてよいでしょう。次にAさんが損害賠償を求めてきた場合について考えてみましょう。

まず、会社には内定者が研修中に事故が起こらないようにするための安全配慮義務があります。会社が安全に配慮していなければ損害賠償に応じる必要があります。ただし、Aさんに不注意があった場合は損害賠償額は減額されます。労災の給付を受ける場合には、二重取りにならないように、損害賠償額との調整が行われます。



今月の実務スケジュール

- 新入社員（新卒）の入社前研修
- 新入社員研修カリキュラム作成
- 組織変更と人事異動の検討
- 昇給のための人事考課開始
- 各種社内規程の見直し



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩10分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com